

学校いじめ早期発見・ 事案対処 マニュアル (V e r . 1.0)

広島商船高等専門学校
いじめ対策委員会
(令和2年6月30日)

広島商船高等専門学校

いじめ対処マニュアル ver.1.0

もくじ

はじめに	
1. いじめ問題に関する基本的な考え方	4
1.2. いじめとは	4
1.2. いじめの基本認識	5
1.3. いじめ対応の基本姿勢	5
2. 学校いじめ対策委員会	5
2.1. 学校いじめ対策委員会の構成	5
2.2. 学校いじめ対策委員会の責務	5
2.2.1. 未然防止	6
2.2.2. 早期発見・事案対処	6
2.2.3. 学校いじめ防止等基本計画に基づく各種取組	6
2.3. 収集資料・メモ等の取り扱い	6
3. いじめの未然防止	7
4. いじめの早期発見	10
4.1. 日常の行動観察	10
4.2. 気軽に相談できる環境・雰囲気づくり	10
4.3. 教員間の情報共有	10
4.4. 学校と保護者間の情報共有	10
4.5. 早期発見に関わる教職員の役割	10
4.6. アンケートの実施	11
4.7. 学生相談室の利用	11
4.8. 早期発見に関する資料等の取り扱い	11
5. いじめが起きたときの対応	11
5.1. 被害学生への対応	12
5.2. 被害学生の保護者への対応	12
5.3. 被害学生や保護者に不信感を持たれる対応の例	12
5.4. 加害学生への事情聴取	13
5.5. 他学生への状況確認の聴取	13
5.6. 加害学生保護者への連絡	13
5.7. 学校へ不信感を持つ保護者から発せられた言葉の例	14
5.8. 周囲の学生に対して	14

5.9.	継続した指導	15
5.10.	関係教職員の役割分担と責務について	15
5.10.1.	いじめの兆候を発見した教職員	15
5.10.2.	担任・学生相談室	15
5.10.3.	学生主事・相談室長	15
5.10.4.	学生主事室	16
5.10.5.	学校いじめ対策委員会委員	16
5.10.6.	学生課長	16
6.	迅速な対応を取るために	16
6.1.	対応が遅れる要因の例	16
6.2.	考え方の転換へ	16
6.3.	特に配慮を要する学生への対応	16
7.	いじめの認知から解消までの流れ	18
8.	ネット上のいじめへの対応	19
8.1.	ネット上のいじめとは	19
8.2.	特殊性ゆえの危険性	19
8.3.	未然防止	20
8.3.1.	日頃から学生へ理解させるポイント	20
8.3.2.	指導のポイント	20
8.3.3.	保護者へ	20
8.4.	早期発見・早期対応	20
8.5.	書き込み等の削除依頼手順の対応例	21
9.	重大事案への対処	22
9.1.	被害学生の生命及び心身の保護	22
9.2.	拡大学校いじめ対策委員会の設置	22
9.3.	重大事態調査	22
9.4.	教員への報告・情報提供	22
9.5.	学生及び保護者への報告・情報提供	22

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、いじめを受けた学生の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、重大な人権侵害である。教職員が、いじめは絶対に許さないという姿勢で、些細なことでも相談に応ずることにより、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない学生の意識を育成することが求められる。

本マニュアルは、「いじめ問題に関する基本的な考え方」「いじめの未然防止・早期発見の対策」「いじめ対応の基本的な流れ」について明記している。本マニュアルにより、いじめ問題を一人の教職員が抱え込まず学校全体で対応することで、全教職員一丸となりいじめの早期発見・解決を図る体制を構築し、全ての学生がより一層生き生きとした学校生活や寮生活を送れる環境を構築する。

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

1.2. いじめとは

いじめの定義:「いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第二条」

いじめとは、学生に対して、当該学生が本校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

➤ 様々ないじめ

いじめには以下のような様々ないじめが存在するが、当該行為が一度の場合でも、行為の対象となった学生が苦痛を感じることをもって、いじめと認知する。

- ✓ 心理的な影響を与える行為
 - 冷やかしかや、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
 - 仲間外れや集団による無視をされる
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷される など

- ✓ 物理的な影響を与える行為
 - 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかる、所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたり、させられたりする
また、このような様子を撮影される、他者に送信される など

ただし、このように、いじめの行為は多岐にわたり存在することを考えると、いじめの判断は表面的・形式的にすることなく、いじめられた学生の立場に立つことが重要であり、いじめに該当するか否かは、「心身の苦痛を感じているもの」だけに限定して解釈してはいけないことがわかる。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する機会が多いことを考慮することや、「物理的な影響」については、身体的な影響のほかに金品の要求や行為の強要等があること、さらには、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があること等を踏まえ、当該学生の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、いじめを受けた学生本人や周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。

1.2. いじめの基本認識

- ✓ いじめは、どの学生でも起こりうるものである
- ✓ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ✓ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい
- ✓ 嫌がらせやいじわる等、多くの学生が入れ替わりながら加害も被害も経験する
- ✓ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる
- ✓ いじめは、その様態により、名誉棄損、侮辱罪等の刑罰法規に抵触する
- ✓ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解をあたえてしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者もしくは相談者の転換を促すことが重要である

1.3. いじめ対応の基本姿勢

- ✓ アンテナを高くし、学生の発するSOSのサインを見逃さない
- ✓ いじめられている学生の立場で、親身になって指導を行う
- ✓ 問題を直視し、事実を見逃さない
- ✓ 根気強く継続的な対応を心がけるとともに、問題の背景にも目を向ける
- ✓ 学校・家庭・地域及び関係機関が、連携協力して対応にあたる

2. 学校いじめ対策委員会

いじめ問題に取り組む中核的組織として、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ対策委員会をおく。

2.1. 学校いじめ対策委員会の構成

委員会を構成する委員は、校長、教務主事、学生主事、寮務主事、学生相談室長、看護師、スクールソーシャルワーカー、当該学生担任・副担任、その他必要な教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者とする。

2.2. 学校いじめ対策委員会の責務

委員会は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、いじめの早期発見の窓口機能等を担うとともにいじめ事案への対処を担う等、学校が組織的にいじめ問題に取り組む。また、いじめ事案対処に関する体制構築、指導方針の決定、メディア対応、再発防止・未然防止等に関する方針等の決定・実施、PDCAサイクルに基づき、策定した学校いじめ防止等基本計画が実情に即して機能しているかの点検・改善・見直し等を行う。

また、いじめ事案が発生したとき、重大事態に相当するかの判断も行う。

これらの責務を達成するため、学校いじめ対策委員会をその役割・機能を果たすよう定期的に開催する。具体的な責務を以下に示す。

2.2.1. 未然防止(全教職員等)

- ✓ いじめの未然防止のため、いじめが本校の全ての学生に起こりうる問題である認識をもち、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われない環境づくりに取り組む役割
- ✓ 特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを認識し、寮生活においても、いじめを生まない環境づくりに取り組む役割

2.2.2. 早期発見(全教職員等)・事案対処(担任, 学生主事室, 学生相談室, 関係外部機関等)

- ✓ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ✓ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や学生の問題行動などに係る情報の収集と記録, 共有を行う役割
- ✓ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や学生間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有, 及び学生に対するアンケート調査, 聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ✓ いじめの被害学生に対する支援・加害学生に対する指導等の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

2.2.3. 学校いじめ防止等基本計画に基づく各種取組(学生主事室, 学生相談室等)

- ✓ 学校いじめ防止等基本計画に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ✓ 学校いじめ防止等基本計画における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ✓ 学校いじめ防止等基本計画が実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止等基本計画の見直し等を行う役割(PDCA サイクルの実行を含む)

2.3. 収集資料・メモ等の取り扱い

本委員会で収集した資料・メモ・議事録等については、破棄等されないよう、組織的に管理するものとする。資料・メモ等は一元的に学生係が管理する。

3. いじめの未然防止

いじめが本校の全ての学生に起こりうる問題である認識をもち、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われない環境づくりに取り組む。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを認識し、寮生活においてもいじめを生まない環境づくりに取り組む。

◆ 具体的な取組み

すべての教職員が以下に示す意識を共通にもち、風通しの良い学校環境を構築していくことで、いじめの未然防止に全力で取り組む。

➤ 学生の居場所づくり…教職員が居場所をつくる

- ✓ 欲求不満やストレスを溜めることのない楽しい学級・学校づくりに取り組み、学生が安心できる場所にする
- ✓ 日々の授業や行事等において、全ての学生が活躍できる場面を設定し、学校生活の中で充実感が得られるようにする
- ✓ 学生に、「大切にされている」「認められている」という存在感を味わわせる
- ✓ 生命や人権尊重の精神を根底に置き、暴力を許さず、いじめのない集団づくりをする
- ✓ 学生が主体的に「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を設定する
- ✓ 違いを認め合うことができるよう、共生感覚を養う
- ✓ 学生相談室の案内と、スクールカウンセラーの紹介を定期的実施する

➤ 絆づくり…学生が「絆をつくる」

- ✓ 教職員や友人との心の結び付きや信頼感の中で主体的な学びを進め、共同の活動を通して社会性を身に付けさせる
- ✓ 学級集団における感動体験を通して、心の結び付きを深めさせる
- ✓ 学校の日常の生活や寮生活の中で、学生が互いに相手を共感することによる「共感的人間関係」を構築させる

➤ 自己有用感を育む

- ✓ 「人の役に立った」「人から感謝された」「人から認められた」という自己有用感を育む
- ✓ 学生自身に、目標や工夫する点、努力する点などを考えさせ、その基準に沿ってどこまで達成できたのかを評価し認めることによって自己有用感を高めさせる

ここで、「褒めて(自信を持たせて)育てる」という発想から、さらに「認められて(自信を持って)育つ」という発想により、学生の自信を持続させる

さらに、自分に対する他者からの評価やまなざしを強く感じることで「自己有用感」を高めることができる

➤ 学生会・寮生会活動の活性化

- ✓ 学生自らによる「いじめ追放」「心の絆づくり」運動を推進する
- ✓ 「いじめは自分たちの問題」として認識させる
- ✓ 意見箱の設置や「こころの絆宣言」等の全校的な取組みを図る
- ✓ 「いじめ防止啓発月間（9月）」を活用し、学生の主体的な取組を推進するとともに教職員・学生向けにいじめ防止等の学内研修を年1回以上企画・実施する

➤ 豊かな心を育てる教育活動の推進

- ✓ 人権感覚を養うとともに、社会性や豊かな人間性を育む教育を推進する
- ✓ 道徳教育、人権教育の充実を図る
- ✓ ネットいじめなどの対策を進め、情報モラル教育の充実を図る
- ✓ ネットいじめについては、特に以下の点を理解させる教育を図る
 - 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
 - ネットに完全な匿名性はない。匿名で書き込んでもその人は特定できること
 - 違法情報や有害情報が含まれていること
 - 書き込みが原因で、トラブルを招き、別の犯罪に繋がったり、ときには自殺を招く可能性もあること
 - 流出した情報は、簡単には削除できないこと

➤ 教職員の姿勢…1人で抱え込まず誰もが気軽に相談できる職場環境にする

- ✓ 学生との人間的なふれあいや、学生と共に歩む姿勢を大切にする
- ✓ 愛情をもち、学生一人一人を大切にする

- ✓ 学生の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取る
 - ✓ 不安や悩みに目を向け、学生の内面への共感的理解を図る
 - ✓ 一人一人の教職員による、多面的な学生理解を推進する
 - ✓ 定期的(2 ヶ月に 1 回程度)な情報交換の場を設け、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整える
- 保護者・地域との連携
- ✓ 保護者や地域からの積極的な情報収集に努め、教職員の気づきを互いに共有し、いじめの未然防止に努める
 - ✓ 「学校のいじめ防止基本方針」「いじめ防止プログラム」の内容は、学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民等が確認できるようにする
- いじめ防止対策の改善
- ✓ いじめ防止対策に係る取り組み状況及び、成果や課題について、個々の教職員が振り返るとともに、学校におけるいじめ防止対策を、より効果的なものにするための改善を図る

4. いじめの早期発見

いじめは、早期発見が早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教員と学生間の信頼関係の構築が重要である。いじめは教員からは見えづらく、ネットは特に認識しにくい。また事実認定が難しいことも十分に認識しつつ、学生の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知力の向上が求められる。

また、いじめを生じない環境を作り、全学生を心の通う対人関係の構築ができるような社会人へと教育できるよう、学校、寮、家庭、地域その他の関係者が一体となって、継続的な取り組みを進めていく必要がある。

4.1. 日常の行動観察

授業中や休憩時間、寮当直、クラブ指導等の様々な機会をとらえ、学生の人間関係や様子の変化等を敏感に感じ取れるようになることが大切である。例えば、学生間のいわゆる「ノリ」でのひやかしやからかい等を「いじり」とはとらえずに、いじめであるとの認識に立って学生の様子を観察し、声掛け、被害学生の思いを理解することが大切である。

4.2. 気軽に相談できる環境・雰囲気づくり

定期的なアンケート調査や教育相談の実施によりいじめの認知能力の向上を図る。また、学内研修の実施等による教員の相談スキルの向上、教員の聴く力の向上を図る。

4.3. 教員間の情報共有

教員会議、学年会、学科会議等を通じた教員間での情報共有により学生の変化やいじめの芽となるような事案を把握する。

4.4. 学校と保護者間の情報共有

保護者や地域と信頼関係を構築し、保護者や地域からの情報提供により、いじめの事案を把握するよう努める。特に、いじめの未然防止には、家庭や地域等での気づきを学校への情報提供につながるような信頼関係の構築が大切である。

4.5. 早期発見に関わる教職員の役割

本校全ての教職員は、いじめに対する学校および教職員の責務について理解した上で、日々の業務にあたる必要がある。上記の早期発見にむけて、全教職員が緊張感を持って取り組み、「いじめの芽」と思われる事案については、直ちに学生主事・学生相談室長に報告しなければならない。特にクラス担任、クラブ顧問、寮当直教員、寮務関係職員、学生課学生窓口対応等における些細な事案についても注意深く観察し、違和感等があれば直ちに学生主事・学生相談室長へ相談することが必要である。

4.6. アンケートの実施

年 4 回以上の定期的なアンケート調査や面談等によりいじめの実態把握に努め、いじめの早期発見につなげる。

4.7. 学生相談室の利用

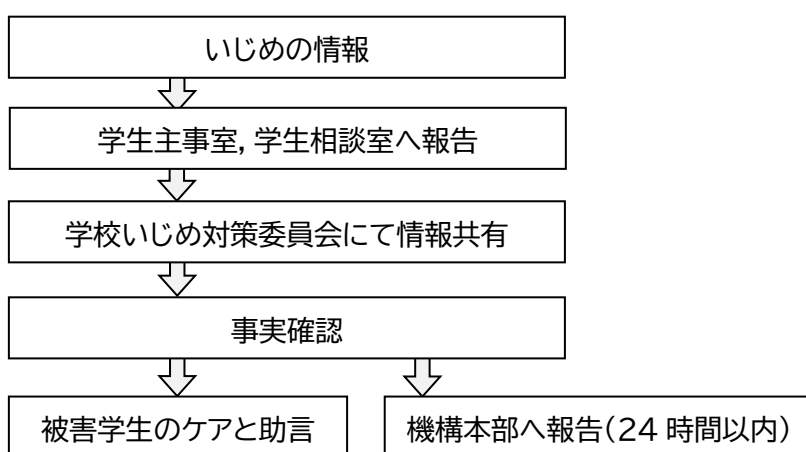
学生相談室員やカウンセラー等との情報交換を毎週行い、注意すべき事案や心配な学生等の把握に努め、いじめの早期発見につなげる。

4.8. 早期発見に関する資料等の取り扱い

本校全ての教職員は、いじめと思われる事案に関して記録したメモ、また学生や教職員、地域等から相談された内容に関するメモ、記録等は、メモであっても破棄することなく、適切に管理・保管するものとする。

5. いじめが起きたときの対応

いじめの兆候を認知した時は、問題を軽視したり放置したりせず、直ちに適切な対応を取ることが重要である。まず、被害学生の苦痛を取り除くことを最優先に行動し、解決に向けて直ちに全学的・組織的に取り組まなければならない。また、再発防止・未然防止に注意し、継続的に見守る必要がある。いじめが起きたときの全体的な対応手順を以下に示す。いじめの情報を得た教職員は、学生主事室、学生相談室に情報を挙げる。次に、学校いじめ対策委員会にて情報共有を行い、事実確認を行うと共に被害学生のケアと助言にあたる。併せて 24 時間以内に機構本部へ報告を行う。具体的な対応手順は、「7.いじめの認知から解消までの流れ」に記載している。



5.1. 被害学生への対応

被害学生の心の安定を図るためにまず以下の対応をとる。

- ✓ 辛い気持ちを出してもらって、全てを受け入れ、受けとめる
- ✓ 共感する(9割は聞いて共感すること、学生の批評や落ち度等を指摘してはならない)
- ✓ 最後まで味方であることを伝える
- ✓ 秘密を守る事を伝える
- ✓ 自尊心を高める(自傷等防止)
- ✓ 加害学生へ毅然とした指導・対応を取ることを伝える

対応者は担任に限らず、看護師、カウンセラー、クラブ顧問等、学生が話しやすいと思う者を適切に選定する。

5.2. 被害学生の保護者への対応

直ちに現時点で把握している事実関係を伝える。その日のうちに伝えることが重要である。全ての状況が確定していなくても、分かっている情報だけでも、第1報としてすぐに伝えることが大切である。(連絡が遅くなるのが保護者や関係者の不審を招く) 電話が基本であるが、状況次第では家庭訪問も考える。

- ✓ 概要を説明し、今後の学校としての指導方針、調査の方針等を伝える
- ✓ その上で、保護者の要望を聞く
- ✓ 保護者と連携して、解決に向けて取り組むことを伝える
- ✓ 定期的に継続的に連絡することを伝える
- ✓ 学生の変化等について様子を聞く
- ✓ 相談や質問等を真摯に聞き取る
- ✓ 保護者の不安や心配、辛い気持ちを共感的に受け止める
- ✓ いじめは決してゆるさない、という毅然な態度を示し、学校として重大な事案としてとらえ、全学的に行動する予定であることを説明する
- ✓ 本事案については、校長をはじめ担当副校長等学校一丸となって対応していることを説明する

5.3. 被害学生や保護者に不信感を持たれる対応の例

被害学生やその保護者に対して、以下の対応は厳に慎む。

- ✓ 被害学生の落ち度を指摘する
- ✓ 家庭の問題を指摘する

- ✓ 学生や家庭環境, 保護者の背景等との関連を暗に指摘する
- ✓ 本案件は, いじめ事案ではないことを陰に陽にアピールする
- ✓ 別な相談機関をすすめる

5.4. 加害学生への事情聴取

加害学生への事情聴取も時間をおかずに実施する。被害学生の聴取が済んでいない場合でも, 実施する。ただし, 何度も呼び出したり, 長時間の聴取をしたり, 大勢の教職員で事情聴取をしたり等は避ける。加害学生の希望の教員がいれば, 立ち合わせる。

- ✓ まずは事実確認をする。客観的な事実確認や状況の確認を行う
- ✓ その時の気持ちや感情も聞き取る
- ✓ 学生の背景にも気を配る
- ✓ あくまでの指導である, という観点を忘れないようにする
- ✓ 立場が逆ならどうか, いじめられたらどう感じるか, 被害学生への気持ちを考えさせる
- ✓ これらを踏まえたうえで, 毅然として粘り強い指導を行う
- ✓ いじめが許されない行為であることを十分に認識させる

5.5. 他学生への状況確認の聴取

秘密は守る事を十分に納得してもらった上で, 状況の確認をおこなう。状況の正確な把握が難しい場合には, クラスへのアンケートや全学的なアンケートの実施も検討する。

5.6. 加害学生保護者への連絡

直ちに現時点で把握している事実関係を伝える。その日のうちに伝えることが重要である。全ての状況が確定していなくても, 分かっている情報だけでも, 第1報としてすぐに伝えることが大切である。(連絡が遅くなるのが保護者や関係者の不審を招く)電話が基本であるが, 状況次第では家庭訪問も考える。

いじめの状況の悪質性によっては, 緊急的に出席停止処分や, 寮生の場合は帰省も考える。この場合は, 保護者との連絡を密にして対応する。いきなり, 学生を帰省させる等の対応はとってはならない。緊急的に学生を帰省させる場合には, 遠方でも教員が付き添い, 保護者に直接事情を説明する。

- ✓ 今後の学校としての指導方針, 調査の方針等を伝える
- ✓ その上で, 保護者の要望を聞く
- ✓ 保護者と連携して, 解決に向けて取り組むことを伝える
- ✓ 定期的に継続的に連絡することを伝える
- ✓ 学生の変化等について様子を聞く

- ✓ 相談や質問等を真摯に聞き取る
- ✓ 保護者の不安や心配, 辛い気持ちを共感的に受け止める
- ✓ いじめは決してゆるさない, という毅然な態度を示し, 学校として重大な事案としてとらえ, 全学的に行動する予定であることを説明する
- ✓ 本事案については, 校長をはじめ担当副校長等学校一丸となって対応していることを説明する
- ✓ 今回の件を家庭でも話し合うように, また指導するように依頼する
- ✓ 学生の成長のため, これからの関わり方を一緒に考える姿勢を示す
- ✓ 具体的な助言を与え, 連携して良い方向へ解決していくように依頼し, 支援する

5.7. 学校へ不信感を持つ保護者から発せられた言葉の例

加害学生やその保護者から, 以下のような言葉を受けないように, 連絡を密にし, 理解と協力を依頼する事が大切である。

- ✓ これはいじめではない。じゃれあっているだけではないのか
- ✓ こんなに大事にする必要はあるのか
- ✓ 他でもあるのに, なぜうちの子だけなのか
- ✓ こちらの気持ちはどうなるのか
- ✓ 加害者扱いされて精神的苦痛を受けた。学校としての責任を考えるべきではないか
- ✓ 連絡が遅い
- ✓ 学校の対応が悪い
- ✓ これまでちゃんと指導していない学校が悪い
- ✓ いじめられた方にも理由がある。対応が一方的だ。上部機関に相談する。校長と話したい

このような言葉は, 対応する教員が相手の気持ちに十分に共感できていないことから生じることもある。加害学生もその保護者も不安な気持ちがあるので, 事情説明の後は, 相手の気持ちを十分に聞くことを心がける。

5.8. 周囲の学生に対して

ホームルームや状況によっては全校集会等, または日頃学生と接するクラブ顧問や寮当直時等の適切な時間を見つけて, 以下の内容を説明する。

- ✓ いじめはけっして許されないという毅然とした態度を全学的に示す
- ✓ 当事者だけの問題ではなく, 学校全体の問題として考える
- ✓ いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への発展を促す
- ✓ はやし立てたり, 見ていないふりも, いじめを助長し肯定している行為であることを理解させ

る

- ✓ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある正しい行動であることを十分に指導する
- ✓ いじめに関する資料等をもとに、いじめについて話しあい、自分たちの問題として意識させ、再発防止につなげる

5.9. 継続した指導

いじめが解消したと判断された場合でも、引き続き十分な観察を行い、その後の状況についての把握に努める。また、被害学生の良さを見つけ肯定的にかかわり、自信を持って今後の学生生活を送れるように支援する。また、被害学生・加害学生の双方にスクールカウンセラーや関係機関との連携を含め、ケアにあたる。

本事例の状況や対応等の事例を検証し、再発防止・未然防止のため日常的な取り組みを実践し、いじめのない学校づくりを推進する。

5.10. 関係教職員の役割分担と責務について

学校及び学校の教職員は、法及び国の基本方針に定めるところにより、当該学校に在籍する学生の保護者、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

また、策定されるいじめ防止等に関する指針並びに本校で策定された学校いじめ防止等基本計画の読解を通じてこれらの内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。

学校の教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

5.10.1. いじめの兆候を発見した教職員

直ちに学生主事・学生相談室長・学校いじめ対策委員会に報告するものとする。メモ等があればそれも提出する。いじめの判断が難しい場合でも直ちに相談する。特に現場を見て見ぬふりは、当該事案を教職員が認めたことにもなるので、直ちに制止・注意する等をする。

5.10.2. 担任・学生相談室

直ちに被害学生と面談し、上記のケアを実施する。また当日中に、保護者への連絡を行う。可能であれば学生相談室員、看護師等も同時に対応する。

5.10.3. 学生主事・学生相談室長

報告を受けたら、直ちに学校いじめ対策委員会を招集する。事実認定の確定が無くても、委員

会を当日中には招集する。

5.10.4. 学生主事室

直ちに加害学生への事情聴取を実施する。

5.10.5. 学校いじめ対策委員会委員

各委員は、事案の確認および情報共有、指導体制の構築、役割の分担を行う。また、「重大事態」に相当するかの判断も行う。

5.10.6. 学生課長

事案確認後、24 時間以内に機構本部へ報告する。あわせて学校いじめ対策委員会の内容についても第一報を報告する。

6. 迅速な対応を取るために

以下の要因について考え方の転換を図り、迅速な対応が図れる体制にする。

6.1. 対応が遅れる要因の例

- ✓ 錯覚:この学校ではいじめは起こらないだろう
- ✓ 軽視:今のからかいは、単なるわるふぎけだろう、ほっておけば解決するだろう、クラブ内のいじめなので、先輩に任せておけばいいだろう
- ✓ 抱え込み:自分のクラスのいじめなので、自分で何とかしなければ

6.2. 考え方の転換へ

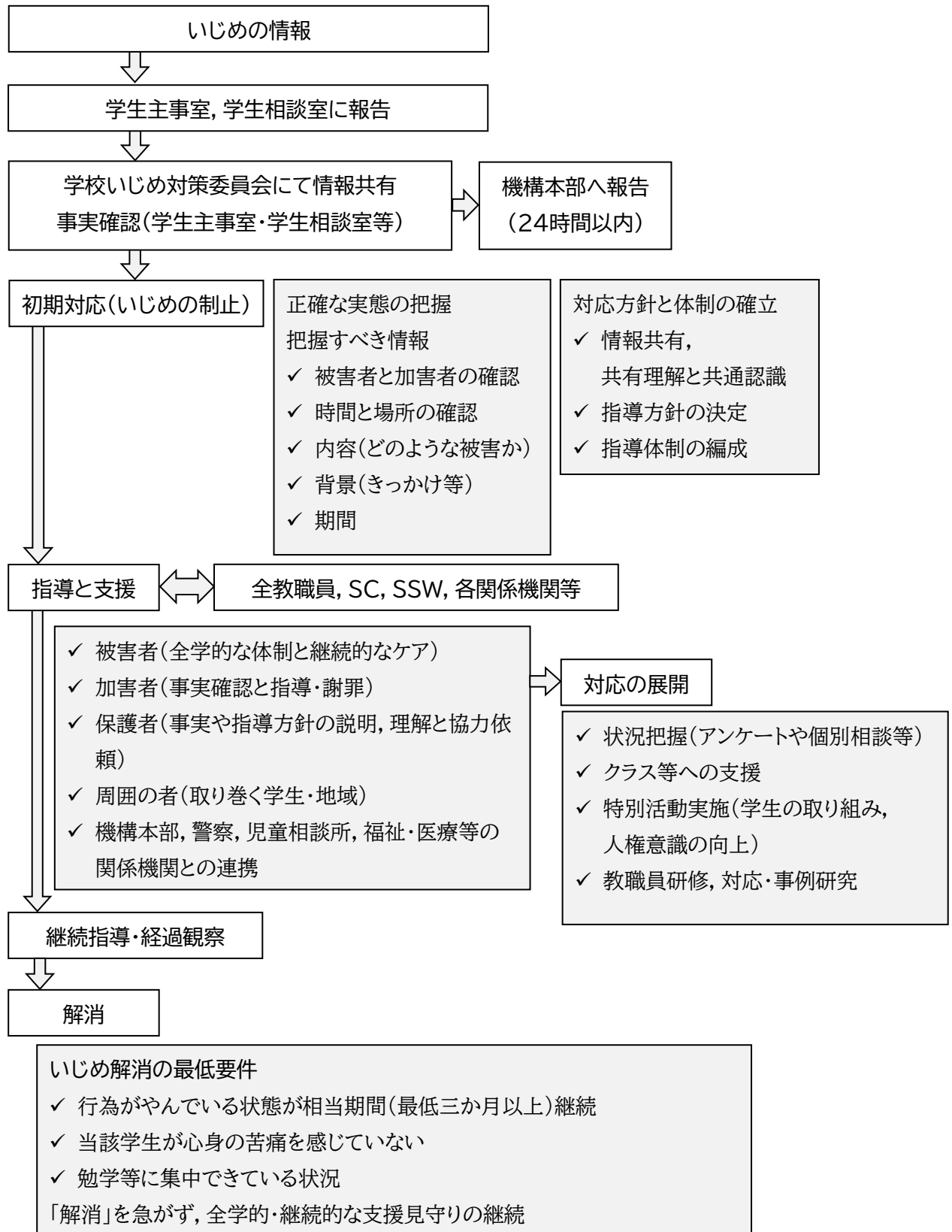
- 錯覚から問題の本質の認識へ
いじめはどこでも起こる。見逃しているかも。気づいていないかも
- 軽視から積極的な姿勢へ
いじめかも知れない。注意深くクラスの様子をみよう
- 抱え込みから報告、連絡、相談、全学的な取り組みへ
全学的な問題であるから、学生主事や学生相談室長へ相談して対応しよう

6.3. 特に配慮を要する学生への対応

次の学生を含め、学校として特に配慮が必要な学生については、日常的に当該学生の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の学生に対する適切な指導を、計画を立て全学的組織的に行う必要がある。

- ✓ 発達障害を含む, 障害のある学生が関わるいじめ
- ✓ 帰国子女や外国人, 国際結婚の保護者を持つ学生等外国につながる学生
- ✓ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る学生に対するいじめ
- ✓ 震災等による避難生活等, 環境が激変している学生
- ✓ 複雑な家庭環境

7. いじめの認知から解消までの流れ



8. ネット上のいじめへの対応

近年増加しているネット上のいじめの対応においては、その特殊性を考慮して、危険性を十分に理解して対応にあたる。すなわち、以下の点が重要である。

- ✓ インターネット、SNS等の特殊性による危険を十分に理解する
- ✓ ネット上のトラブルの最新の動向を把握する
- ✓ 情報モラルに関する指導力向上に努める
- ✓ 人権侵害や犯罪、法令違反等内容によっては、警察や法的機関との連携が必要な場合がある

8.1. ネット上のいじめとは

携帯端末(スマートフォン等)やパソコン等を利用して、特定の学生の悪口、誹謗中傷等を SNS に掲載したり転載したり、掲示板に書き込んだり、動画共有サイト等に投稿したりする等の方法によりいじめ行為を行う。

8.2. 特殊性ゆえの危険性

以下のインターネットやSNS等の特殊性による危険を十分に理解して対応する。

- ✓ 匿名性により、ばれないから何を書いてもよい、何を載せてもよい。等と安易に誹謗中傷が書き込まれる
- ✓ 被害者から見たら、誰がしているか分からないこともあり、自分以外の周囲全員が誹謗中傷していると感ずるため、心理的なダメージが大きい
- ✓ これらの書き込みは削除できないため、この状態が永遠に続くとも思い込み、極めて重いダメージを負う
- ✓ 無料の SNS アプリ等を利用するグループ内でも、突然、集団でグループ外し、既読無視、未読無視等のいじめが起こる
- ✓ 自分で載せていた個人情報や画像を用いたいじめが起こる場合もある。これらのデータは加工が容易であるから、誹謗中傷の対象として利用されやすい
- ✓ 写真の位置情報などが悪用され、自宅特定や行動追跡等、利用者の情報が流出し、いじめに使われる可能性もある
- ✓ 一度流出した個人情報やいじめの誹謗中傷等は、完全に削除できないため、不特定多数に流布・転載されたりする危険性がある

8.3. 未然防止

8.3.1. 日頃から学生へ理解させるポイント

- ✓ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ✓ ネットに完全な匿名性はない。匿名で書き込んでもその人は特定できること
- ✓ 違法情報や有害情報が含まれていること
- ✓ 書き込みが原因で、トラブルを招き、別の犯罪に繋がったり、ときには自殺を招く可能性もあること
- ✓ 流出した情報は、簡単には削除できないこと

8.3.2. 指導のポイント

- ✓ 誹謗中傷の書き込みは、「いじめ」である。許される行為ではなく重大な学生指導の対象
- ✓ 匿名で書き込みができるが、個人の特特定は容易である
- ✓ 書き込みが悪質な場合は、犯罪行為であり、警察案件・検挙事案である

8.3.3. 保護者へ

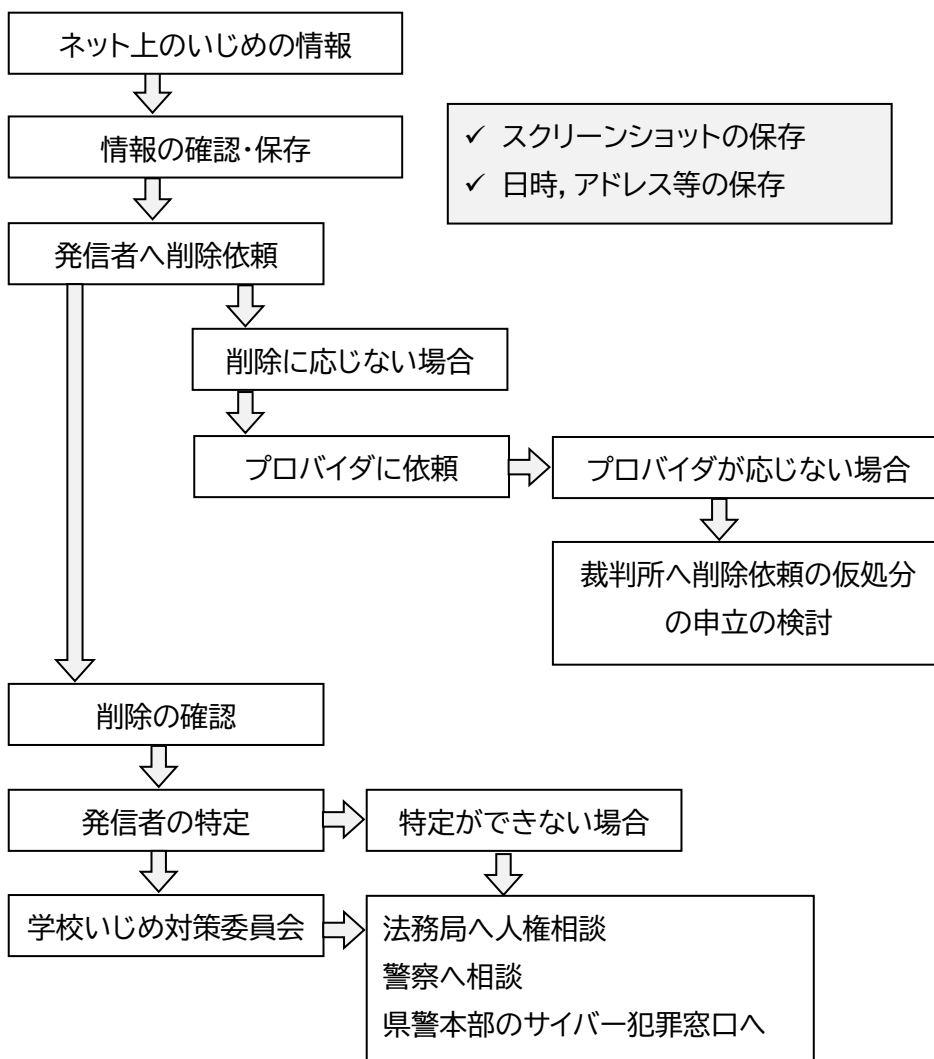
- ✓ 家庭でも携帯端末(スマートフォン等)への指導, ルール作りを依頼する
- ✓ 危険性を認識し, 携帯端末(スマートフォン等)の管理は学生や保護者であり, フィルタリングの必要性の検討依頼をする
- ✓ インターネット特有のトラブルが起こる前提の認識を持つ
- ✓ ネット上のいじめは, 他の様々ないじめ以上に, 深刻な影響があることの認識をもつ
- ✓ 普段と様子が異なる等, トラブルを抱えたときにみせる小さな変化に敏感になる

8.4. 早期発見・早期対応

書き込み内容や画像, 動画の削除への対応, 発信者の特定や指導等について, インターネットの特殊性を考慮し, 学生・保護者とともに協力して取り組む必要がある。学校だけでは解決困難な事例が多く, 警察や法的機関との連携が必要になることも念頭に対応する。

8.5. 書き込み等の削除依頼手順の対応例

ネット上のいじめ情報の通報や相談があった場合は、直ちに情報の確認・保存をおこない、以下の対応を取る。警察等の外部機関へ相談する場合には、被害学生や保護者の意向にも配慮する。



9. 重大事案への対処

いじめにより本校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより本校に在籍する学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処する。

学校いじめ対策委員会において「重大事案」に該当するとの判断がなされた場合には、以下の対策を直ちに実施する。

9.1. 被害学生の生命及び心身の保護

緊急的に被害学生の安全を確保する措置を講じ、その保護者への説明、情報提供を行う。

9.2. 拡大大学校いじめ対策委員会の設置

学校いじめ対策委員会に加え、危機管理委員会の委員も含めた拡大大学校いじめ対策委員会を設置する。直ちに機構本部に報告するとともに、重大事案調査の実施について相談を行う。

9.3. 重大事態調査

機構本部の承認が得られた後に、直ちに調査を実施する。

9.4. 教員への報告・情報提供

臨時教員会議を開催し、事案の報告を行う。

9.5. 学生及び保護者への報告・情報提供

臨時全校集会、緊急メール等により、事案の報告を行う。必要に応じて、機構本部に相談の後、メディアに発表等する。